

## 家畜衛生情報

### 改正飼養衛生管理基準（豚・いのしし）が7月1日に施行されます

7月1日に施行される飼養衛生管理基準により、農場において以下のような取り組みの強化が必要になります。

- 衛生管理区域への野生動物の侵入防止措置（防護柵などの設置）
- 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕（畜舎、飼料保管庫、堆肥舎などへの侵入防止のための防鳥ネット等の設置）
- 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の使用
- 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等

### 今こそ、更なる農場のバイオセキュリティアップを！

今年度、養豚農場のバイオセキュリティを向上させるための補助事業（国庫）を実施します。この事業を活用して畜舎等への人・物の出入対策強化、施設等の消毒等に係る機材・設備の整備をご検討ください。

事業内容	事業名	CSF等飼養衛生管理強化支援事業（消費・安全対策交付金）
	補助率	1/2以内（国庫）
	対象設備	バイオセキュリティ向上に要する機材・設備 ※基礎等の工事を伴わない設備が対象
	補助対象者	農協、生産者の組織する団体等

#### （設備例）

簡易更衣室



煙霧消毒器



飲水消毒装置



- その他にも、
- ・死体保冷保管庫
  - ・燻蒸庫
  - ・パスボックス
  - ・動力噴霧器
  - ・防鳥ネット
  - ・看板 など

地域	電話番号	地域	電話番号
佐久農業農村支援センター	0267-63-3145	木曾農業農村支援センター	0264-25-2221
上田農業農村支援センター	0268-25-7126	松本農業農村支援センター	0263-40-1917
諏訪農業農村支援センター	0266-57-2913	北アルプス農業農村支援センター	0261-23-6511
上伊那農業農村支援センター	0265-76-6813	長野農業農村支援センター	026-234-9514
南信州農業農村支援センター	0265-53-0414	北信農業農村支援センター	0269-23-0209

事業の詳しい内容、ご不明な点については、お近くの地域振興局農業農村支援センターにお問合せ下さい。